

マージン率等の情報提供について

① 派遣労働者数

1人

② 派遣先事業所数（実数）

1事業所

③ 令和2年度（令和2年8月1日～令和3年7月31日） 労働者派遣に関する料金の額の平均額

15200円（8時間 全業務平均）

④ 令和2年度（令和2年8月1日～令和3年7月31日） 派遣労働者の賃金の額の平均額

11000円（8時間 全業務平均）

⑤ 令和2年度（令和2年8月1日～令和3年7月31日） マージン率

27.6%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率（%）表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。

※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくなることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（全ての派遣労働者）

当該労使協定の有効期間の終期（令和5年3月31日）

 締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容（注）キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者訓練	雇入時	OFF-JT	無償	有給
機器操作訓練	派遣中	OJT	無償	有給
品質管理研修	待機中	OFF-JT	無償	有給
リーダー就任研修	待機中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口 管理部長 TEL 0456-39-5020 電話番号 06-6335-9101

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

社会保険や有給休暇・健康診断などの制度に加え、皆さんに安心して働いていただくために、労災保険に加入しています。

事業所名 J・システム株式会社 小田原営業所

許可番号 派14-302901